

東京都土地利用転換アドバイザー派遣制度実施要領

(制定) 令和5年8月3日付5環改化第197号

(目的)

第1条 この要領は、東京都土地利用転換アドバイザー派遣制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、東京都土地利用転換アドバイザーを派遣する事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(アドバイザーの派遣手続)

第3条 要綱第7条第1項の規定による派遣の依頼は、別記様式1による東京都土地利用転換アドバイザー派遣依頼書（以下「派遣依頼書」という。）を知事に提出することにより行うものとする。

2 要綱第7条第2項の規定による受託者に対する派遣の指示は、別記様式2による東京都土地利用転換アドバイザー派遣指示書により行うものとする。

3 要綱第7条第2項の規定による依頼者に対する派遣決定の通知は、別記様式3による東京都土地利用転換アドバイザー派遣決定通知書により行うものとする。

4 要綱第7条第3項、第4項及び第5項に規定する同意の提示は、第1項の派遣依頼書に、土地の所有者等及び事業者が同意する旨を記載することにより行う。この場合において、同意の提示を行うことができないときは、その理由を記載した書面を派遣依頼書に添付するものとする。

(アドバイザーの選任要件)

第4条 要綱第8条に規定する要件は、次の表の左欄に掲げるアドバイザーの区分に応じ、当該右欄に定める要件とする。

管理技術者	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく土壤汚染調査技術管理者、技術士（総合技術監理部門）、技術士（環境部門）、技術士（建設部門）、技術士（応用理学部門）、技術士（衛生工学部門）若しくは土壤環境監理士の資格又はこれらと同等以上の能力（工学博士号、理学博士号等）を有し、かつ、土壤汚染対策に関する実務経験が5年以上あること。
技術者	土壤汚染対策法に基づく土壤汚染調査技術管理者、技術士（総合技術監理部門）、技術士（環境部門）、技術士（建設部門）、技術士（応用理学部門）、

	技術士（衛生工学部門）若しくは土壤環境監理士の資格又はこれらと同等以上の能力（工学博士号、理学博士号等）を有し、かつ、土壤汚染対策に関する実務経験が3年以上あること。
不動産評価者	不動産鑑定士の資格と実務経験を3年以上有し、かつ、土壤汚染のある土地の鑑定の経験を有すること。

（従事者証の交付）

第5条 要綱第9条第1項の規定による従事者証の交付は、別記様式4による東京都土地利用転換アドバイザー業務従事者証を、受託者を經由して、選任されたアドバイザーに交付することにより行うものとする。

（受託者の守秘義務）

第6条 要綱11条の規定による秘密保持契約の締結は、別記様式5による東京都土地利用転換アドバイザー派遣制度に係る秘密保持契約書により行うものとする。

（その他必要な事項）

第7条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。